　教私第1612号

令和5年６月30日

各私立幼稚園設置者　様

大阪府教育庁私学課長

令和５年度大阪府私立学校安全特別対策事業費補助金に係るバス安全装置の補助申請予定台数の調査

及び事業計画書等の提出について（通知）

　　標記補助金について、下記のとおり「バス安全装置の補助申請予定台数にかかる調査」への回答及び「事業計画書等」を提出いただきますようお願いします。

記

**Ⅰ．バス安全装置の補助申請予定台数にかかる調査について**

**１．対象**

　本年２月に調査を実施したこどもの安心・安全支援事業における補助事業活用計画（令和５年２月６日付け教私第2413-2号）（以下、「補助事業活用計画」という。）にて、送迎用バスの改修支援事業について「購入済」または「購入予定」と回答した園

**2．回答方法及び期限**

|  |  |
| --- | --- |
| 方法 | 期限 |
| [**インターネット申請**](https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/5a3d32d5-b53b-4b81-a159-b547b129129d/start)  (↑Ctrlキーを押しながらクリック) | **令和５年７月21日（金曜日）18時**  ※期限を過ぎると提出フォームは閉鎖します |

**3．留意事項**

・この調査は補助事業活用計画にて回答のあった台数のうち実際に何台申請があるか事前に把握するために実施します。この調査で回答できる台数は、各園が補助事業活用計画にて回答した台数が上限となります。

　　例）補助事業活用計画で回答した台数が４台であれば今回の調査で回答できる台数の上限は４台となります。

・装備対象となる車両については[通知](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/44728/00439543/kisoku_kaisei_20221228.pdf)から、安全装置については[リスト](https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/)から確認してください。また、本通知や別添FAQなどを確認のうえ回答してください。

**Ⅱ．事業計画等の提出について**

**１．対象**

　補助事業活用計画にて、以下の事業についてそれぞれ「購入済」または「購入予定」と回答した園

※「購入済」または「購入予定」と回答しなかった事業については対象外となります。

〇 送迎用バスの改修支援事業

〇 ICTを活用した子供の見守り支援事業

〇 登園管理システムの導入支援事業

**２．提出資料**

電子及び紙の両媒体によって、次の資料を提出してください。

・事業計画書

・事業計画内訳書（別紙１～３のうち、該当する事業に係る様式のみ記入すること）

**３．提出方法及び期限**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 方法　※両方による提出が必要です | | 期限 |
| **電子**  （Excel様式） | [**インターネット申請**](https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/db57d86e-8bc6-4559-83f8-a3d3a214178b/start)  (↑Ctrlキーを押しながらクリック) | **令和５年９月29日（金曜日）18時**  ※期限を過ぎると提出フォームは閉鎖します |
| **紙** | **郵送** | **令和５年９月29日（金曜日）**  当課必着 |

　　※電子及び紙の両媒体による提出が必要です。必ず、期限に余裕をもって提出してください。

　　※期限を超えての提出や、いずれか一方のみの提出、上記方法以外による提出は、受け付けません。

　　※提出がない場合(期限超過を含む)は、後日、正式な交付申請ができません。

**４．今後の予定**

事業計画における交付希望額が千円以上の場合は、以下の手続きが今後発生します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業計画 | ⇒ | 内示 | ⇒ | 交付申請 | ⇒ | 交付決定 | ⇒ | 実績報告 | ⇒ | 額の確定  （支払い） |
| 府 | 府 | 園（法人） | 府 | 園（法人） | 府【R６.5】 |

※今後の当該事業に係る諸手続きに関するお知らせや連絡等は、大阪府ホームページへの掲載またはメールにて行います。

なお、メールは、事業計画書の提出(インターネット申込み)時にご入力いただいたメールアドレスあて行います。

当該メールアドレスに誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により送信したメールを各園(法人)にて

ご確認いただけない場合、当課では責任を負いかねますのでご了承ください。

**５．留意事項**

・事業計画に記載する台数は今回の補助申請予定台数にかかる調査で回答した台数と原則一致させてください。

　　例）補助事業活用計画で回答した台数が４台であっても、今回の調査で３台と回答した場合、事業計画で記載する台数は３台。

　・事業計画書及び事業計画内訳書の提出をもって、本補助金の交付決定を行うものではありません。

　・事業計画及び事業計画内訳書については、必ず、計画内容を精査した上でご提出ください。記載のない事業や経費については、今後追加で計上することはできません。

・今後の予定に記載の各手続きを逸した場合は、次の手続きができません。また、提出書類に不備・不足がある場合や対象経費と認められない場合は、補助対象外とします。

　・提出にあたっては本通知や添付のFAQのほか、これまでの通知や要綱などもご確認ください。

　・各根拠資料については、今回の事業計画時点では提出不要です。提出いただいた場合は、当課において処分

させていただきますので、あらかじめご了承ください。

**Ⅲ．問い合わせ**

　ご不明点等ございましたら、次のとおり担当者あてメールにてお問い合わせください。

　　件名：（髙田宛）大阪府私立学校安全特別対策事業費補助金に係る問い合わせ

　　本文：幼稚園番号、幼稚園名、質問者名、質問内容

　　※問い合わせが集中するため電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

　　※お問い合わせいただく前に、本通知や添付のFAQのほか、これまでの通知や要綱などもご確認ください。

【担当者】　大阪府教育庁私学課　幼稚園振興グループ　髙田

【連絡先】　メール：[shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)　　電話： 06-6210-9273